

財務省告示第十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十六年十二月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十七年一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	募入決定の	発行額
利付国庫債券（二十年）（第七十 三回）	平成十六年度における財政運営 のため公債の発行の特例等に 関する法律（平成十六年法律第 二十二号）第二条第一項及び財 政融資資金特別会計法（昭和二 十六年法律第一百零一号）第十 六条並びに国債整理基金特別 会計法（明治三十一年法律第六 号）第五条第一項及び第五号ノ 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札発行の競争に付して行われる入 札の申込みのうち応募価格の高 いものからその応募額を順次割 り当てる。額面金額で五千九百 九十億円	額面金額で五千九百九十億円	うち、平成十六年度における財 政運営のため法律第二条第一 項の規 定に基 づく 額面 金額 で二 千	債に規定に基づき、額面金額で二千	

七 八 九
 払込金 最低額 振替単位

七百九十二億三千六百二十万
 円、財政融資資金特別会計第
 十一条第一項の規定に基づき発
 行した利付国債に付いては、額
 面金額で千九百六十七億二千
 六十五万円で、国債整理基金特
 別会計第五十五条第一項の規定
 に基づき発行した利付国債に付
 いては、額面金額で千九百六十
 九億五千九百二十五万円で、額
 面金額で千九百二十五万円で、
 国債に付いては、額面金額で九
 百三十六億三千八百三十五万円
 六千六億三千八百三十五万円
 五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。

平成十六年十二月二十日
 額面金額百円につき百円二十銭

以上、それぞれ、の応募価格

平成十七年六月二十日
 とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子
 毎半年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお

十
九

十
八

十
七

十
六

十
五

償還期
償還金
元利支
払場所
入札参
者加入
払込期
日

平成十六年十二月二十日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成十六年十二月二十日

る利息を支払う。

いて、その日以前六月間に属す